

歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集要項

1.ネーミングライツ導入の目的

東大阪市土木部の管理する歩道橋を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理等に活用することを目的として、歩道橋の通称名の命名権(ネーミングライツ)について、事業の趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等(以下「パートナー企業」という)を募集します。

2.ネーミングライツの募集対象

東大阪市土木部が管理するネーミングライツ募集対象歩道橋(以下「募集対象歩道橋」という。)の通称名の命名権

- ・募集対象歩道橋は、別添「ネーミングライツ募集対象歩道橋一覧」のとおりです。
- ・なお、別添「ネーミングライツ募集対象歩道橋一覧」は、予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。

3.募集期間

平成27年 月 日()午前9時より受付を開始します。(通年募集)

受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、土・日・祝日等閉庁日は除きます。

4.応募資格

- ・公共施設のパートナー企業にふさわしい法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、ネーミングライツ対象歩道橋ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要となります。
- ・東大阪市歩道橋ネーミングライツ実施要領第4条に反する企業等は除きます。
- ・市税に係る徴収金に滞納がないこと、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税に滞納がないことが必要です。

5.契約料

(1)募集契約料

- ・募集契約料は、年額30万円以上(税含む)とします。

※なお、パートナー企業には契約料とは別に、6(1)に示す名称標示等に係る諸経費をご負担いただきますのでご注意ください。

(2)契約料の納付

- ・契約料は、本市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとします。
- ・なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日(土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日)までに一括して前納することを基本とします。
- ・ただし、契約年度分の納付期限については、本市が請求を行った日から2週間以内を原則とします。

6.契約条件

(1)名称の変更に伴う名称標示等にかかる諸経費の負担

- ・契約料とは別に、歩道橋への名称標示並びに契約期間満了後の当該標示消去に要する経費は、パートナー企業に負担いただきます。
- ・なお、名称の設置、撤去については、パートナー企業が道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認を受け、施工していただきます。
- ・標示においては、シール式の場合、目安として、通常の1字型歩道橋に2面標示する場合で概ね50万円程度と想定されます。ただし、L字型、ロの字型など歩道橋の形状や、横断する道路の状況に応じて、これより高額になる可能性があります。

(2)契約期間

- ・契約期間は契約日から3年とします。なお、契約日については、本契約締結までの間に両者の協議により決定します。また、塗装等の工事を予定している歩道橋については、工事の進捗状況に応じて契約日の調整を行う場合があります。

7.名称に関する制約

(1)提案いただく通称名

- ・企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。(企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定した提案が可能)
- ・1文字の大きさは30cm×30cm(縦×横)を標準とし、歩道橋の形状や信号・標識の添架状況等を踏まえて協議により決定します。
- ・企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたパートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・契約期間中の名称を変更することはできません。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ・正式名称(主に地名など。別添「ネーミングライツ募集対象歩道橋一覧」のとおり)を含むものとします。(例:「企業名等+正式名称」)
- ・東大阪市土木部歩道橋ネーミングライツ実施要領第5条を満たす名称とします。
- ・当該歩道橋等の管理に支障をきたさない名称とします。なお、土木部の業務上やむを得ない事由が生じた場合、歩道橋に標示している名称の一時撤去等を行う場合があります

ます。

不適切なロゴ等デザイン提案の例

- ・交通標識等と誤認させるようなデザイン(進入禁止マーク、信号の絵、矢印など)
- ・ドライバーの視線を不適切に誘導するもの(既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎる、あるいは小さすぎるなど視認性に欠けるものなど)
- ・蛍光、反射性の塗料を用いたもの
- ・一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、歩道橋の名称に冠するには不適切なもの(意味不明の記号や判読できないマークの羅列など)
- ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの(酒を連想させる図案、ドクロマーク等)

(2)歩道橋への名称標示

- ・標示位置は歩道橋の桁面とし、標示面積は1面で最大7㎡までとします。(別添「名称の標示位置」を参照)
- ・歩道橋の形状や信号・標識の添架状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。

(3)その他

- ・提案いただいた歩道橋の通称名標示のデザインの詳細については、本市が交通管理者等と協議したうえ、9.に定める土木部広告等審査委員会において決定します。また、必要に応じて、デザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

8名称使用開始時期

- ・契約により両方で協議した使用開始日とします。

9.選定方法・選定基準等

- ・募集対象歩道橋ごとの先着申込み順により、土木部広告等審査委員会にて別に定める審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき応募資格・提案内容等の審査(以下「審査」という。)を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。
- ・また、同日に二者以上から最高額が同額で応募があった場合は、くじにより順位を定め、審査基準に基づき審査を行い、優先交渉権パートナー企業及び次点企業を決定します。
- ・なお、必要に応じて審査基準による審査以外に土木部広告等審査委員会の審査により、優先交渉権パートナー企業を決定する場合があります。
- ・審査基準に基づく審査及び土木部広告等審査委員会の審査並びに7.(3)に示す交通

管理者との協議により、最高金額の提示があっても優先交渉権パートナー企業とならない場合があります。その場合は、5.(1)の募集契約料以上で最高金額に次ぐ金額を提示した企業、もしくは、くじにより優先交渉権パートナー企業が決定した場合は次点企業に対して審査を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。

10.選定結果の通知及び公表

- ・選定結果は、募集対象歩道橋ごとの応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツパートナー企業については東大阪市の広報媒体を通じて公表します。
- ・なお、応募内容及び選定結果等については、東大阪市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

11.優先交渉権パートナー企業の決定から契約まで

- ①優先交渉権パートナー企業と本市は、契約に向けて協議を行います。なお、優先交渉権パートナー企業決定日の翌日から起算して10日(本市における執務の休日を除く。)以内に協議が整わない場合は、優先交渉権パートナー企業としての資格を失います。
- ②優先交渉権パートナー企業に選定された者に不適切な事由が認められたときは、本市の判断で優先交渉権パートナー企業としての資格を失わせることができます。
- ③優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合には、次点企業の中から上位の順に優先交渉権パートナー企業候補者を選定します。
- ④優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

12.申込方法

以下の書類を併せて、13.の申し込み先までご持参ください。なお、申込者とパートナー企業が異なる場合は、パートナー企業についても②～⑥を提出ください。

- ①歩道橋ネーミングライツ申込書(様式1)
- ②誓約書(様式2-1、2-2)
- ③法人登記記載事項全部証明書
- ④印鑑証明書
- ⑤企業概要の資料(様式自由)
- ⑥納税に関する証明書

ア市税事務所の発行する全税目の納税証明書(「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書(発行日から3カ月以内のものに限る))

イ税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(発行日から3カ月以内のものに限る)

※応募書類は返却しませんのでご注意ください。

13.申し込み・問い合わせ先

[募集に関する事、対象施設などに関する事]

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

東大阪市土木部道路管理室道路管理課

[TEL:06-4309-3221](tel:06-4309-3221) FAX:06-4309-3836

メール dorokanri@city.higashiosaka.lg.jp